

質 問 書

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当 御中

(メール：a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

注 質問は1問1枚とする

質問項目	質問内容
キッチンカー出店者の手配・運営形態（転貸の該当性）	本事業において、応募事業者（弊社）のプラットフォームに登録があるキッチンカー出店者を手配し、当該出店者が出店・営業を行う運営形態を予定しております。この形態は、行政財産使用許可書第5条第3項に定める「転貸」、及び営業条件における「第三者への使用・転貸・譲渡」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。該当しない場合、運営上の留意点があればご教示ください。

回答日 令和8年6月26日

回答
ご認識のとおり、転貸には該当しないと考えております。 なお、事前に申告された出店者と異なる方が出店された場合、使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。（参照：募集要項 3 (6) 契約の解除）

質 問 書

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当 御中

(メール：a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

注 質問は1問1枚とする

質問項目	質問内容
2拠点の出店台数・稼働日の要件	出店場所は本庁舎「東玄関前」及び第二庁舎「南玄関前」の2拠点（各1台）と理解しております。両拠点ともすべての開庁日において同時に出店・営業することが必須でしょうか。やむを得ない理由で、一方のみでの営業となる場合があることも想定しております。

回答日 令和8年6月26日

回答
<ul style="list-style-type: none">・使用許可の対象は2か所（拠点）としますが、出店は1か所のみでも可能とします。・なお、出店されなかった場合であっても使用料の減免や還付は行いません。

質 問 書

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当 御中

(メール：a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

注 質問は1問1枚とする

質問項目	質問内容
納税証明書について	国税のみの納税証明書で問題ないという認識でよろしいでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

回答日 令和8年6月26日

回答
国税のみではなく、法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を御提出ください。

質 問 書

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当 御中

(メール：a2580-02@pref.saitama.lg.jp)

注 質問は1問1枚とする

質問項目	質問内容
営業日について	「営業をしない日の1週間前までに県と協議の上、許可を得ること」とありますが、事業者のやむを得ない理由（車の故障、事故、スタッフの病欠、親族の不幸など）により、1週間前までに協議の上許可を受けることが難しい状況もございます。上記のやむを得ない理由での営業中止については、例外としていただきたくことは可能でしょうか？

回答日 令和8年6月26日

回答
やむを得ない事情が認められる場合には例外とします。